

令和3年度

釧路市各会計予算書

令和3年度釧路市各会計予算書

目 次

1	一	般	会	計	3									
2	特	別	会	計											
(1)	国	民	健	康	保	險	17							
(2)	国	民	健	康	保	險	阿	寒	診	療	所	事	業	21
(3)	国	民	健	康	保	險	音	別	診	療	所	事	業	27
(4)	後	期	高	齡	者	医	療	33						
(5)	介	護	保	險	37									
(6)	魚	揚	場	事	業	43								
(7)	駐	車	場	事	業	49								
(8)	動	物	園	事	業	53								
3	企	業	会	計											
(1)	病	院	事	業	61									
(2)	水	道	事	業	67									
(3)	工	業	用	水	道	事	業	73						
(4)	下	水	道	事	業	77								
(5)	公	設	地	方	卸	売	市	場	事	業	81			
(6)	港	湾	整	備	事	業	85							

総 括 表

会 計 名		当初予算額	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
一	般 会 計	96,300,000							
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	17,524,454							
	国民健康保険阿寒診療所事業	459,744							
	国民健康保険音別診療所事業	351,924							
	後 期 高 齢 者 医 療	2,607,935							
	介 護 保 険	保 険 事 業 勘 定	16,894,016						
		介 護 サ ー ビ ス 勘 定	127,746						
	魚 揚 場 事 業	154,037							
	駐 車 場 事 業	121,212							
	動 物 園 事 業	461,399							
	企 業 会 計	病 院 事 業	19,758,119						
水 道 事 業		10,511,879							
工 業 用 水 道 事 業		95,360							
下 水 道 事 業		10,298,127							
公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業		149,744							
港 湾 整 備 事 業		4,012,503							
合 計		179,828,199							

一 般 会 計

令和3年度釧路市一般会計予算

令和3年度釧路市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、25,000,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
		20,455,349
	1 市 民 税	8,656,994
	2 固 定 資 産 税	8,407,677
	3 軽 自 動 車 税	409,924
	4 市 た ば こ 税	1,532,278
	5 鉱 産 税	16,582
	6 入 湯 税	103,631
	7 都 市 計 画 税	1,328,263
2 地 方 譲 与 税		656,875
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	149,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	408,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	61,875
	4 特 別 と ん 譲 与 税	28,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	10,000
3 利 子 割 交 付 金		9,000
	1 利 子 割 交 付 金	9,000
4 配 当 割 交 付 金		32,000
	1 配 当 割 交 付 金	32,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		31,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	31,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		168,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	168,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		4,200,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	4,200,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		7,100
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	7,100
9 環 境 性 能 割 交 付 金		29,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	29,000
10 地 方 特 例 交 付 金		474,273
	1 地 方 特 例 交 付 金	131,701
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	342,572
11 地 方 交 付 税		22,520,000
	1 地 方 交 付 税	22,520,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		18,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,000

一般会計

款	項	金額
13 分担金及び負担金		千円
	1 分担金	667,418
	2 負担金	21,680
14 使用料及び手数料		645,738
	1 使用料	2,591,104
	2 手数料	1,976,431
15 国庫支出金		614,673
	1 国庫負担金	20,403,850
	2 国庫補助金	17,508,497
	3 国庫委託金	2,857,093
16 道支出金		38,260
	1 道負担金	5,893,213
	2 道補助金	4,511,834
	3 道委託金	1,018,221
17 財産収入		363,158
	1 財産運用収入	326,576
	2 財産売却収入	173,193
18 寄附金		153,383
	1 寄附金	1,302,420
19 繰入金		1,302,420
	1 基金繰入金	2,084,523
20 繰越金		2,084,523
	1 繰越金	1
21 諸収入		1
	1 延滞金及び加算金	3,625,659
	2 預金利子	30,002
	3 貸付金元利収入	170
	4 受託事業収入	2,912,671
	5 雑収入	58,238
22 市債		624,578
	1 市債	10,804,639
歳入合計		10,804,639
		96,300,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円
		335,973
1 議会費	1 議会費	335,973
2 総務費		4,868,352
	1 総務管理費	4,701,620
	2 徴税費	69,576
	3 選挙費	87,357
	4 監査委員費	9,799
3 民生費		33,760,094
	1 社会福祉費	7,114,251
	2 老人福祉費	1,076,803
	3 児童福祉費	9,964,740
	4 生活保護費	12,803,882
	5 医療助成費	2,800,418
4 衛生費		5,027,591
	1 保健衛生費	1,057,714
2 清掃費	3,969,877	
5 労働費		115,248
	1 労働費	115,248
6 農林水産業費		1,187,542
	1 農業費	747,820
	2 林業費	340,830
	3 水産業費	98,892
7 商工費		3,827,816
	1 商工費	3,827,816
8 土木費		6,095,823
	1 土木管理費	20,171
	2 道路橋梁費	2,513,388
	3 河川費	283,578
	4 都市計画費	65,749
	5 公園費	616,582
	6 住宅費	2,596,355

款	項	金額
9 港 灣 費		千円
		1,064,368
	1 港 灣 費	1,064,368
10 消 防 費		575,299
	1 消 防 費	575,299
11 教 育 費		5,268,977
	1 總 務 費	1,766,543
	2 小 学 校 費	629,565
	3 中 学 校 費	460,473
	4 高 等 学 校 費	63,260
	5 幼 稚 園 費	177,869
	6 社 会 教 育 費	1,185,415
	7 保 健 体 育 費	985,852
12 災 害 復 旧 費		15,000
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	4,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11,000
13 公 債 費		12,945,049
	1 公 債 費	12,945,049
14 諸 支 出 金		10,083,265
	1 特 別 会 計 繰 出 金	9,717,256
	2 基 金 償 還 金	366,009
15 職 員 費		11,039,603
	1 職 員 費	11,039,603
16 予 備 費		90,000
	1 予 備 費	90,000
歳 出 合 計		96,300,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
包括連携協定事業推進費	令和4年度から令和5年度まで	17,700
新ごみ最終処分場整備事業費	令和4年度から令和5年度まで	2,054,575
公営住宅等建設費	令和4年度から令和5年度まで	1,061,582
新給食センター整備事業費	令和4年度	80,806
市立美術館企画展開催費補助金	令和4年度	11,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
市 有 施 設 補修・改修事業費	20,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
阿寒湖アイヌ施策推進費	39,600			
アイヌ政策推進 交付金事業費	9,600			
音別地域交流拠点 施設整備事業費	162,700			
コミュニティセンター 施設整備費	41,800			
アイヌ住宅改良資金 貸付事業費	10,100			
老人福祉施設整備協力費	434,200			
法人立保育所等 整備費補助金	163,900			
火葬場施設整備費	90,100			
釧路広域連合負担金	1,353,800			
新ごみ最終処分場 整備事業費	409,100			
農業用水道管理費	22,000			
市営牧場整備費	199,100			
農道管理費	22,500			
水産生産基盤 整備事業負担金	12,100			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
除雪グレーダ購入費	13,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
除雪ドーザ購入費	52,600			
市道整備事業費	769,400			
河川機能保全対策費	23,600			
低地帯浸水対策事業費	252,200			
公園整備費	101,900			
公営住宅等建設費	1,170,900			
港湾施設整備費	77,700			
国直轄港湾工事負担金	550,500			
国直轄空港工事負担金	77,000			
消防施設整備費	201,900			
阿寒湖義務教育学校整備事業費	196,800			
新給食センター整備事業費	91,500			
中学校施設整備費	25,300			
阿寒幼稚園改修事業費	111,800			
博物館施設整備費	41,900			
生涯学習センター施設整備費	13,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
市民文化会館施設整備費	26,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
湿原の風アリーナ釧路施設整備費	75,100			
釧路アイスアリーナ施設整備費	201,600			
大規模運動公園施設整備費	28,900			
水道事業会計出資金	362,000			
過疎対策事業債(ソフト分)	310,200			
臨時財政対策債	3,037,739			
計	10,804,639			

特 別 会 計

国民健康保険特別会計

令和3年度釧路市国民健康保険特別会計予算

令和3年度釧路市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,524,454千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険収入		千円
		17,524,454
	1 国民健康保険料	2,485,199
	2 道支出金	13,274,873
	3 財産収入	241
	4 繰入金	1,738,655
	5 諸収入	25,486
歳入合計		17,524,454

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険費		千円
		17,524,454
	1 総務費	339,615
	2 保険給付費	12,776,270
	3 国民健康保険事業費納付金	4,012,007
	4 共同事業拠出金	5
	5 財政安定化基金拠出金	5
	6 保健事業費	153,280
	7 諸支出金	240,272
8 予備費	3,000	
歳出合計		17,524,454

国民健康保険阿寒診療所事業特別会計

令和3年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算

令和3年度釧路市の国民健康保険阿寒診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ459,744千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、150,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 阿寒診療所事業収入		459,744
	1 診療収入	161,379
	2 使用料及び手数料	1,387
	3 道支出金	6,055
	4 繰入金	269,082
	5 諸収入	5,041
	6 市債	16,800
歳入合計		459,744

歳出

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 阿寒診療所事業費		459,744
	1 総務費	338,534
	2 医療費	87,802
	3 公債費	32,908
	4 予備費	500
歳出合計		459,744

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具整備費	16,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

国民健康保険音別診療所事業特別会計

令和3年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算

令和3年度釧路市の国民健康保険音別診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ351,924千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、30,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 音別診療所事業収入		351,924
	1 診療収入	84,878
	2 使用料及び手数料	664
	3 道支出金	5,784
	4 繰入金	243,205
	5 諸収入	2,393
	6 市債	15,000
歳入合計		351,924

歳出

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 音別診療所事業費		351,924
	1 総務費	289,785
	2 医業費	57,418
	3 公債費	4,321
	4 予備費	400
歳出合計		351,924

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機械器具整備費	15,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

後期高齢者医療特別会計

令和3年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度釧路市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,607,935千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療収入		千円
		2,607,935
	1 後期高齢者医療保険料	1,891,361
	2 繰入金	708,039
	3 繰越金	1
	4 諸収入	8,534
歳入合計		2,607,935

歳出

款	項	金額
1 後期高齢者医療費		千円
		2,607,935
	1 総務費	27,439
	2 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,575,396
	3 諸支出金	5,100
歳出合計		2,607,935

介護保険特別会計

令和3年度釧路市介護保険特別会計予算

令和3年度釧路市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,894,016千円と、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,746千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

(保険事業勘定)

歳入

款	項	金額
		千円
1 介護保険収入		16,894,016
	1 介護保険料	3,125,776
	2 国庫支出金	4,185,671
	3 支払基金交付金	4,353,765
	4 道支出金	2,356,838
	5 財産収入	1,787
	6 繰入金	2,868,238
	7 繰越金	1
	8 諸収入	1,940
	歳入合計	16,894,016

歳出

款	項	金額
		千円
1 介護保険費		16,894,016
	1 総務費	447,022
	2 保険給付費	15,592,381
	3 地域支援事業費	842,626
	4 基金積立金	1,787
	5 諸支出金	10,200
	歳出合計	16,894,016

(介護サービス事業勘定)

歳入

款	項	金額
1 介護サービス事業収入		千円
		127,746
	1 サービス収入	85,274
	2 使用料及び手数料	4,788
	3 繰入金	33,000
	4 繰越金	1
	5 諸収入	883
6 市債	3,800	
歳入合計		127,746

歳出

款	項	金額
1 介護サービス事業費		千円
		127,746
	1 総務費	12,147
	2 サービス事業費	114,362
	3 公債費	1,236
4 諸支出金	1	
歳出合計		127,746

第2表 地 方 債

(介護サービス事業勘定)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施 設 整 備 費	千円 3,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

魚揚場事業特別会計

令和3年度釧路市魚揚場事業特別会計予算

令和3年度釧路市の魚揚場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ154,037千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 魚揚場事業収入		千円
		154,037
	1 使用料及び手数料	61,832
	2 分担金及び負担金	2,328
	3 国庫支出金	10,000
	4 財産収入	1,843
	5 繰入金	49,001
	6 諸収入	8,533
7 市債	20,500	
歳入合計		154,037

歳出

款	項	金額
1 魚揚場事業費		千円
		154,037
	1 事業費	152,148
	2 公債費	1,389
3 予備費	500	
歳出合計		154,037

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施 設 整 備 費	千円 20,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

駐車場事業特別会計

令和3年度釧路市駐車場事業特別会計予算

令和3年度釧路市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,212千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 駐車場事業収入		千円
		121,212
	1 事業収入	89,483
	2 財産収入	518
	3 繰入金	30,393
4 諸収入	818	
歳入合計		121,212

歳出

款	項	金額
1 駐車場事業費		千円
		121,212
	1 事業費	116,212
	2 予備費	5,000
歳出合計		121,212

動物園事業特別会計

令和3年度釧路市動物園事業特別会計予算

令和3年度釧路市の動物園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ461,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 動物園事業収入		千円
		461,399
	1 使用料及び手数料	59,338
	2 道 支 出 金	720
	3 財 産 収 入	49
	4 寄 附 金	1
	5 繰 入 金	359,629
	6 繰 越 金	1
	7 諸 収 入	61
8 市 債	41,600	
歳 入 合 計		461,399

歳出

款	項	金額
1 動物園事業費		千円
		461,399
	1 事 業 費	442,665
	2 公 債 費	15,734
3 予 備 費	3,000	
歳 出 合 計		461,399

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施 設 整 備 費	41,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

企 業 会 計

病 院 事 業 会 計

令和3年度釧路市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度釧路市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	6 4 3 床
ア 一 般 病 床	5 3 5 床
イ 精 神 病 床	9 4 床
ウ 感 染 症 病 床	4 床
エ 結 核 病 床	1 0 床

(2) 患 者 数

区 分	年 間 延 患 者 数	一 日 平 均 患 者 数
入 院 患 者	1 5 9, 5 0 5 人	4 3 7 人
外 来 患 者	2 7 8, 3 0 0	1, 1 5 0
計	4 3 7, 8 0 5	1, 5 8 7

(3) 主要な建設改良事業

ア 院 舎 改 修	2 6 1, 5 3 6 千円
イ 医 療 機 械 等 整 備	5 2 1, 4 1 4 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	1 6, 4 5 9, 5 5 9 千円
第1項 医 業 収 益	1 4, 4 2 8, 7 3 6 千円
第2項 医 業 外 収 益	1, 8 0 2, 6 5 2 千円
第3項 高 等 看 護 学 院 収 益	1 0 8, 1 7 0 千円
第4項 特 別 利 益	1 2 0, 0 0 1 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	1 8, 2 6 7, 9 7 2 千円
第1項 医 業 費 用	1 7, 7 6 5, 4 3 0 千円
第2項 医 業 外 費 用	2 4 0, 5 6 9 千円
第3項 高 等 看 護 学 院 費 用	1 0 8, 1 7 0 千円
第4項 特 別 損 失	1 5 3, 8 0 3 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額

に対し不足する額706,599千円は、当年度分資本的収支調整額1,059千円及び過年度分損益勘定留保資金705,540千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	783,548千円
第1項 企業債	782,700千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 寄附金	1千円
第4項 投資	846千円

支 出

第1款 資本的支出	1,490,147千円
第1項 建設改良費	782,950千円
第2項 企業債償還金	635,079千円
第3項 投資	71,808千円
第4項 基金積立金	10千円
第5項 道補助金消費税返還金	300千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新棟建設等基本設計業務委託費	令和4年度	194,128千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
院舎増改築費	261,300	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
医療機械等整備費	521,400	又は 証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
計	782,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,567,690千円

(2) 交際費 1,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,147,528千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機械	アフターローディングシステム	1式
	超音波ジェットウォッシャー	1式
	手術顕微鏡	2台

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也

水道事業会計

令和3年度釧路市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度釧路市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	20,403千m ³
(2) 一日平均配水量	55,899m ³
(3) 給水戸数	91,199戸
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路布設	5,937m
イ 浄水場整備	3か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	5,265,386千円
第1項 営業収益	4,748,913千円
第2項 営業外収益	516,473千円
支 出	
第1款 水道事業費用	4,502,864千円
第1項 営業費用	4,262,523千円
第2項 営業外費用	240,341千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,955,098千円は、当年度分資本的収支調整額304,153千円、当年度分損益勘定留保資金1,871,997千円、減債積立金580,151千円及び建設改良積立金198,797千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,053,917千円
第1項 企業債	2,183,800千円
第2項 出資金	362,000千円
第3項 他会計負担金	54,538千円
第4項 工事負担金	399千円
第5項 国庫補助金	453,180千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,009,015千円
第1項 建設改良費	4,446,362千円

第2項 企業債償還金

1,562,653千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	導水管路 環境調査業務 (第2期)	千円 22,517	令和3	千円 1,727
				令和4	20,790

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道第3回 拡張事業費	千円 768,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
上水道配水管 整備事業費	1,097,000			
上水道浄水場 施設整備事業費	189,100			
簡易水道 整備事業費	129,300			
計	2,183,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 715,793千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,735千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

水道事業会計

令和3年2月26日提出

鉏路市長 蝦 名 大 也

工業用水道事業会計

令和3年度釧路市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度釧路市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	4か所
(2) 総給水量	3,154千m ³
(3) 一日平均給水量	8,641m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 遠方監視装置更新	1式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益		68,271千円
第1項 営業収益		65,917千円
第2項 営業外収益		2,354千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用		62,624千円
第1項 営業費用		60,307千円
第2項 営業外費用		2,317千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額32,736千円は、当年度分資本的収支調整額2,734千円及び過年度分損益勘定留保資金30,002千円で補填するものとする。）。

支 出		
第1款 資本的支出		32,736千円
第1項 建設改良費		30,072千円
第2項 企業債償還金		2,664千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない

い。

(1) 職員給与費

9,700千円

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也

下水道事業会計

令和3年度釧路市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度釧路市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総処理水量	29,190千m ³
(2) 主要な建設改良事業	
ア 管渠布設	1,026m
イ 処理場整備	6か所
ウ ポンプ場整備	1か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中支払利息の財源に充てるため、下水道事業債(特別措置分)16,400千円を借り入れる。

収 入	
第1款 下水道事業収益	7,515,490千円
第1項 営業収益	5,115,842千円
第2項 営業外収益	2,399,648千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	6,399,882千円
第1項 営業費用	5,919,224千円
第2項 営業外費用	480,658千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,219,315千円は、当年度分資本的収支調整額91,456千円、当年度分損益勘定留保資金1,646,579千円及び減債積立金481,280千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,678,930千円
第1項 企業債	1,229,900千円
第2項 国庫補助金	424,950千円
第3項 他会計補助金	16,870千円
第4項 分担金及び負担金	7,210千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,898,245千円
第1項 建設改良費	1,615,389千円
第2項 企業債償還金	2,278,554千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
下水道建設事業費	1,003,400	普通貸借	5.0% 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
資本費平準化債	100,000	又は	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
下水道事業債 (特別措置分)	142,900	証券発行		
計	1,246,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 398,373千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の建設事業費及び汚水処理費等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,870千円及び247,234千円である。

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也

公設地方卸売市場事業会計

令和3年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度釧路市公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経常業務

ア 青果物取扱高		97億円
イ 花き取扱高		5億円
ウ 市場施設	売場	6,404㎡
	貸室	2,216㎡

(2) 主要な建設改良事業

ア 雨水管污水管等改修	23,980千円
-------------	----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 市場事業収益		101,141千円
第1項 営業収益		66,977千円
第2項 営業外収益		34,164千円
支 出		
第1款 市場事業費用		95,210千円
第1項 営業費用		94,413千円
第2項 営業外費用		797千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,591千円は、減債積立金19,591千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		34,943千円
第1項 企業債		23,900千円
第2項 他会計補助金		11,043千円
支 出		
第1款 資本的支出		54,534千円
第1項 建設改良費		32,448千円
第2項 企業債償還金		22,086千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
雨水管汚水管等 改修工事費	千円 23,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から措置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	23,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,129千円

(2) 交際費 10千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債元金の償還及び営業費用等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,043千円及び17,597千円である。

令和3年2月26日提出

鉏路市長 蝦名大也

港湾整備事業会計

令和3年度釧路市港湾整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度釧路市港湾整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経常業務

ア 上屋	上屋貸付	12棟
	オープンヤード貸付	105,709㎡
イ 船舶給水	年間給水量	28,880㎥
ウ 荷役機械	石炭荷役機械貸付	1基
	ガントリークレーン貸付	1基
エ 土地賃貸	貸付換算面積	222,873㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 施設運営事業収益		523,326千円
第1項 営業収益		516,560千円
第2項 営業外収益		6,766千円
第2款 埋立事業収益		176,894千円
第1項 営業収益		134,094千円
第2項 特別利益		42,800千円
合 計		700,220千円
支 出		
第1款 施設運営事業費用		603,162千円
第1項 営業費用		550,622千円
第2項 営業外費用		52,540千円
第2款 埋立事業費用		58,299千円
第1項 営業費用		20,358千円
第2項 営業外費用		20,424千円
第3項 特別損失		17,517千円
合 計		661,461千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,206,617千円は、当年度分資本的収支調整額60千円、減債積立金1,011,000千円、過年度分損益勘定留保資金2,173,871千円及び当年度分損益勘定留保資金21,686千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1 4 4, 4 2 5 千円
第1項 国 庫 負 担 金	1 4 2, 8 2 9 千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	1, 5 9 6 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	3, 3 5 1, 0 4 2 千円
第1項 建 設 改 良 費	6 6 0 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3, 3 5 0, 3 8 2 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 4 4, 4 4 5 千円

令和3年2月26日提出

釧路市長 蝦名大也